

北上市障害児通所給付費等支給規則の一部を改正する規則

北上市障害児通所給付費等支給規則（平成24年北上市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の申請)</p> <p>第2条 法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費及び法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療費の支給を受けようとする障害児の保護者は、<u>障害児通所給付費等支給申請書（様式第1号）</u>に、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。</p> <p>(1) <u>世帯状況・収入等申告書（様式第2号）</u></p> <p>(2) <u>法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証（当該申請をする障害児の保護者が現に通所給付決定を受けている場合に限る。）</u></p> <p>(障害児通所給付費の通所給付決定の通知等)</p> <p>第3条 市長は、前条の申請に対して、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の支給決定を行ったときは、<u>障害児通所給付費支給決定兼利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第3号）</u>により、申請者に通知するとともに、<u>通所受給者証（様式第4号）</u>及び<u>肢体不自由児通所医療受給者証（様式第5号）</u>。ただし、児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）の通所給付決定をしたときに限る。）を申請者に交付するものとし、通所給付決定の申請を却下するときは、<u>障害児通所給付費支給申請却下通知書</u></p>	<p>(障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の申請)</p> <p>第2条 法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費及び法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療費の支給を受けようとする障害児の保護者は、<u>障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書</u>により市長に申請するものとする。</p> <p>(障害児通所給付費の通所給付決定の通知等)</p> <p>第3条 市長は、前条の申請に対して、障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の支給決定を行ったときは、<u>障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書</u>により、申請者に通知するとともに、<u>通所受給者証</u>及び<u>肢体不自由児通所医療受給者証</u>（ただし、児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）の通所給付決定をしたときに限る。）を申請者に交付するものとし、通所給付決定の申請を却下するときは、<u>その旨を申請者に通知するものとする。</u></p>

(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(障害児通所給付費の通所給付決定の変更申請)

第4条 法第21条の5の8第1項の規定により、通所給付決定保護者が通所給付決定の変更を受けようとする場合は、障害児通所給付費等支給変更申請書(様式第7号)により、市長に申請するものとする。

(障害児通所給付費の通所給付決定変更の通知等)

第5条 市長は、前条の申請により決定の変更を行ったときは、障害児通所給付費支給変更兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとし、決定を変更しないときは、障害児通所給付費支給変更申請却下通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(障害児通所給付費の通所給付決定の取消し)

第6条 法第21条の5の9第1項の規定により、市長が通所給付決定を取り消したときは、障害児通所給付費支給決定取消通知書(様式第10号)により通所給付決定保護者に通知するものとする。

(障害児通所給付費の申請内容の変更の届出)

第7条 第3条の通所給付の決定後に第2条の申請内容に変更が生じたときは、当該申請者は、障害児通所給付費支給申請内容変更届出書(様式第11号)により、市長に届け出るものとする。

(特例障害児通所給付費の通所給付決定の申請)

(障害児通所給付費の通所給付決定の変更申請)

第4条 法第21条の5の8第1項の規定により、通所給付決定保護者が通所給付決定の変更を受けようとする場合は、障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書により、市長に申請するものとする。

(障害児通所給付費の通所給付決定変更の通知等)

第5条 市長は、前条の申請により決定の変更を行ったときは、障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により申請者に通知するものとし、決定を変更しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(障害児通所給付費の通所給付決定の取消し)

第6条 法第21条の5の9第1項の規定により、市長が通所給付決定を取り消したときは、支給決定取消通知書により通所給付決定保護者に通知するものとする。

(障害児通所給付費の申請内容の変更の届出)

第7条 第3条の通所給付の決定後に第2条の申請内容に変更が生じたときは、当該申請者は、申請内容変更届出書により、市長に届け出るものとする。

(特例障害児通所給付費の通所給付決定の申請)

第8条 法21条の5の4の規定による特例障害児通所給付費を受けようとする通所給付決定保護者は、特例障害児通所給付費支給申請書（様式第12号）により市長に申請するものとする。

（特例障害児通所給付費の通所給付決定の通知等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、特例障害児通所給付費の支給の要否を決定し、特例障害児通所給付費支給決定（申請却下）通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（障害児相談支援給付費の申請）

第11条 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費を受けようとする障害児相談支援対象保護者は、障害児通所給付費等支給申請書により市長に申請するものとする。

（障害児相談支援給付費の支給決定の通知等）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、障害児相談支援対象保護者であることの要否を決定し、障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第15号）により、申請者に通知するものとする。

2 [略]

（指定障害児相談支援事業者の変更の届出）

第13条 障害児相談支援対象保護者は、指定障害児相談支援事業者の変更をしたときは、障害児相談支援変更届出書（様式第16号）により市長に届け出るものとする。

第8条 法21条の5の4の規定による特例障害児通所給付費を受けようとする通所給付決定保護者は、特例障害児通所給付費支給申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

（特例障害児通所給付費の通所給付決定の通知等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、特例障害児通所給付費の支給の要否を決定し、特例障害児通所給付費支給決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（障害児相談支援給付費の申請）

第11条 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費を受けようとする障害児相談支援対象保護者は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書により市長に申請するものとする。

（障害児相談支援給付費の支給決定の通知等）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、障害児相談支援対象保護者であることの要否を決定し、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

2 [略]

（指定障害児相談支援事業者の変更の届出）

第13条 障害児相談支援対象保護者は、指定障害児相談支援事業者の変更をしたときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書により市長に届け出るものとする。

(障害児支援利用計画の検証期間の変更)

第14条 市長は、法第6条の2第8項に規定されている障害児支援利用計画を検証する期間（以下「モニタリング期間」という。）を変更したときは、モニタリング期間変更通知書（様式第17号）により障害児相談支援対象保護者に通知するものとする。

(障害児相談支援対象保護者の認定取消し)

第15条 [略]

2 市長は、前項により障害児相談支援対象保護者の認定を取り消すときは、障害児相談支援給付費支給取消通知書（様式第18号）により障害児相談支援対象保護者に通知するものとする。

(高額障害児通所給付費の支給申請等)

第16条 法第21条の5の12第1項の規定による高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、障害児通所支援に要した費用を証明する領収書、及び市長が必要と定めた書類を添付して高額障害児通所給付費支給申請書（様式第19号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、高額障害児通所給付費の支給の要否を決定し、高額障害児通所給付費支給決定（申請却下）通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

(通所受給者証の再交付の申請)

第17条 通所受給者証の再交付を受けようとする通所給付決定

(障害児支援利用計画の検証期間の変更)

第14条 市長は、法第6条の2第8項に規定されている障害児支援利用計画を検証する期間（以下「モニタリング期間」という。）を変更したときは、モニタリング期間変更通知書により障害児相談支援対象保護者に通知するものとする。

(障害児相談支援対象保護者の認定取消し)

第15条 [略]

2 市長は、前項により障害児相談支援対象保護者の認定を取り消すときは、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書により障害児相談支援対象保護者に通知するものとする。

(高額障害児通所給付費の支給申請等)

第16条 法第21条の5の12第1項の規定による高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給付決定保護者は、障害児通所支援に要した費用を証明する領収書、及び市長が必要と定めた書類を添付して高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、高額障害児通所給付費の支給の要否を決定し、高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(通所受給者証の再交付の申請)

第17条 通所受給者証の再交付を受けようとする通所給付決定

保護者又は障害児相談支援対象保護者は、受給者証再交付申請書（様式第21号）により市長に申請するものとする。

2 [略]

(補則)

第18条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第11号までを削り、様式第12号を様式第1号とし、様式第13号を様式第2号とする。

様式第14号から様式第21号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

保護者又は障害児相談支援対象保護者は、受給者証再交付申請書により市長に申請するものとする。

2 [略]

(申請書等の様式)

第18条 この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第19条 [略]